

かがみのふるさと応援寄附金

(ふるさと納税)について

「かがみのふるさと応援寄附金」について、平成23年3月から平成24年2月末までに22人の方々から合わせて335,000円のご寄附がありました。

ご寄附いただいた方々は次のとおりです。(事前に了承を得られた方のみ掲載)

岡山市中区 森 世継様
岡山市東区 難波 通孝様
大阪市内 丸山 一郎様
(出身・羽出)
愛知県みよし市 金子 忠雄様
愛知県みよし市 金子 尚子様
東京都杉並区 牧野 郁雄様

○安全・安心のまちづくり事業 30,000円

○子育て支援・教育環境づくり 20,000円

○高齢者福祉事業 80,000円

○産業観光振興事業 30,000円

○上齋原地区緑の少年隊活動補助 6,000円

○ウスイロヒョウモンモドキ保護活動費 60,000円

○その他町政一般(指定なし) 109,000円

鏡野町では寄附の申込を随時受付けています。

制度の内容や申込方法など詳しくは町のホームページをご覧ください。か、左記までお問合せください。

お問い合わせ先

鏡野町総務課

電話(0866)54-2111

FAX(0866)54-2861

メール soumu@town.kagaminoino.jp

介護保険からのお知らせ

新しい高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画を策定しました

介護保険は3年ごとに見直しが行われます。

鏡野町では、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるまちづくりをめざして、新しい事業計画を策定しています。

■今年度から65歳以上の第1号被保険者の介護保険料が変わります

区分	対象者	保険料(月額)
第1段階	生活保護を受給している人及び世帯全員が市町村税非課税で高齢福祉年金を受けている人	2,100円 (基準額×0.5)
第2段階	世帯全員が市町村税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	2,100円 (基準額×0.5)
第3段階	世帯全員が市町村税非課税であって、利用者負担第2段階以外の人	3,150円 (基準額×0.75)
第4段階	世帯の誰かに市町村税が課税されているが、本人は市町村税非課税の人	4,200円 (基準額)
第5段階	本人が市町村税課税で前年の合計所得金額が190万円未満の人	5,250円 (基準額×1.25)
第6段階	本人が市町村税課税で前年の合計所得金額が190万円以上の人	6,300円 (基準額×1.5)

保険料の納め方

65歳以上の人

保険料の納め方は、年金額によつて2種類に分かれます。

●年金額が年額18万円以上の人
特別徴収 年金の定期払い(年6回)の際に、介護保険料があらじめ差し引かれます。

●年金額が年額18万円未満の人
普通徴収 送付される納付書に

もとづき、介護保険料を鏡野町に個別に納めます。

40歳から64歳の人

加入している医療保険の算定方法により保険料額が決められ、医療保険料と合わせて納めます。

●国民健康保険に加入している人
保険料は所得などによって決められ、国民健康保険税として世帯ごとに世帯主が納めます。

●職場の医療保険に加入している人
保険料は介護保険料率と給与・賞与に応じて決められ、医療保険料と合わせて徴収されます。